

市内入所施設への入所の申込方法などが変わります!!

- ◆ 市内入所施設への入所申込みを行う場合には、**申込書の提出**が必要となります。
- ◆ 入所申込時には、**計画相談支援の利用**が原則となります。
相談支援専門員は、関係機関等と入所の必要性について検討を行うこととし、それら検討結果を踏まえて入所選考が行われます。
- ◆ 入所申込者の障害支援区分や世帯等の状況から **入所優先度区分**を定め、入所の必要性が高い方の中から入所選考が行われるように見直します。
- ◆ 市内施設の申込状況や選考結果などを **市ホームページで公表**します。

▼市ホームページ
(障害者支援施設)



入所申込から入所者決定までの流れ（令和7年10月～）

計画相談事業所へ申込書の提出

※ 計画相談の利用が困難な場合は、お住まいの区役所又は基幹相談支援センターへご相談下さい。

① 【申込者 及び 計画相談等】 支援方針の話し合い

申込書を受理した計画相談事業所（相談支援専門員）は、申込者及び家族、その他関係機関を集め、入所の意向等について聞き取りの上、必要性等の検討を行います。

② 【区役所】 関係書類等の作成・提出（⇒健康福祉局）

区役所は、関係機関との検討を踏まえて関係書類を作成し、健康福祉局へ提出。

③ 【健康福祉局】 入所申込者リストの作成

健康福祉局は、毎月末日までに区役所から提出された申込書等を集約し、入所申込者リストを作成します。

また、四半期に1回の頻度で、提出された関係書類をもとに、入所優先度区分を定める為の入所調整カンファレンスを開催します。

【入所施設】 空きの発生（入所者募集）

④ 【健康福祉局】 入所申込者リストの提供（⇒入所施設）

健康福祉局は、入所施設へ当該施設希望の入所申込者リストを提供。

⑤ 【入所施設】 入所調整会議の開催 及び 入所者の決定

入所施設は、入所申込者リストに掲載された入所優先度が高い方の中から、居室の状況等を踏まえて、入所候補者を選考します。

入所者の選考は、各施設で実施する入所調整会議を経て、決定されます。

※ 入所施設が、申込者の状況等を確認する為、必要に応じて、詳細について聞き取り等を行う場合があります。

⑥ 【申込者】 受給者証の受領、入所施設との契約等

申込者は、区役所から入所決定の連絡を受け、受給者証の発行を受けた後、入所施設と契約等を行います。